

「仙台市交通局発注工事における総合評価一般競争入札要綱に係る 運用の手引き」の改正概要について

令和4年4月
仙台市交通局施設課

仙台市交通局発注工事における総合評価一般競争入札要綱に係る運用の手引きについて、これまで入札参加資格者等の企業より問合せが多く寄せられていた評価基準や提出書類等に関して、実態に即したより分かりやすいものとなるよう一部見直しを行い、改正を実施しましたので、その概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 評価基準等について

- (1) 次の評価項目において申告する実績の契約方式が指名競争又は随意契約の場合は、当該実績の契約担当課で工事種目を確認することを留意すべき点として明記しました。
 - ・評価項目ア（工事成績評定点（上位実績の平均点））
 - ・評価項目ク（工事成績評定点（最高点））
- (2) 配置予定技術者の能力に関する次の評価項目において、専任指導者制度を用いる場合、配置予定技術者の実績は評価対象とならない旨を追記しました。
 - ・評価項目キ（同種工事の施工実績）
 - ・評価項目ク（工事成績評定点（最高点））
 - ・評価項目ケ（仙台市優良建設工事技術者表彰歴又は交通局工事で工事成績評定点 80 点以上の施工実績）
 - ・評価項目コ（東北地方工事安全施工推進大会(SAFETY)優良企業表彰歴）
 - ・評価項目サ（継続教育（C P D）の取り組み状況）
- (3) 次の評価項目の評価対象としない「災害復旧工事の施工実績」とは、評価項目チ（災害復旧工事の施工実績）の評価対象となっている実績である旨を明記しました。
 - ・評価項目ス（2）（協定に基づく災害対応実績）
 - ・評価項目ソ（困難業務等の従事実績）
 - ・評価項目タ（維持工事等の施工実績）
- (4) 評価項目ソ（困難業務等の従事実績）の評価対象となる緊急工事等の従事実績について、契約金額（税込）100 万円未満のものに限り評価対象とすることを明記しました。

- (5) 評価項目テ（障害者の雇用促進状況）において、公告日における雇用状況を評価対象としておりましたが、法定雇用義務のある企業が公共職業安定所へ提出している障害者雇用状況報告書の記載が6月1日時点における雇用状況であることに鑑み、事務簡素化の観点から基準日を6月1日に統一しました。（法定雇用義務のない企業においても同様）
- (6) 評価項目テ（障害者の雇用促進状況）について、法定雇用義務のある企業においては、「法定雇用率」による判定から「法定雇用障害者数」による判定に変更しました。
- (7) 評価項目サ（継続教育（CPD）の取組み状況）において、証明書が有効となる証明日（証明期間の基準となる日）について「開札日から起算して過去1年以内」から「公告日から起算して過去1年以内」に変更しました。
- (8) 評価項目ス（2）（協定に基づく災害対応実績）において、「東日本大震災に起因し協定によらない緊急工事等の従事実績」について令和3年度に限り本評価項目の評価対象としていた取扱いを廃止しました。

2. 落札候補者となった時に提出する書類等の見直しについて

- (1) 企業の施工能力及び配置予定技術者の能力に関する次の評価項目については、「CORINSの竣工登録時カルテの写し」又は「契約図書等の写し」のいずれかを提出することとしていましたが、原則として「CORINSの竣工登録時カルテの写し」を提出するよう統一しました。
- ・評価項目イ（同種工事の施工実績）
 - ・評価項目キ（同種工事の施工実績）
 - ・評価項目ク（工事成績評定点（最高点））
 - ・評価項目コ（仙台市優良建設工事技術者表彰歴）
 - ・評価項目タ（維持工事等の施工実績）
- (3) 配置予定技術者の能力に関する次の評価項目において、CORINS上で契約工期と従事期間が一致しない場合に必要となる書類を具体的に明記しました。
- ・評価項目キ（同種工事の施工実績）
 - ・評価項目ク（工事成績評定点（最高点））
 - ・評価項目コ（仙台市優良建設工事技術者表彰歴）
- (4) 評価項目テ（障害者の雇用促進状況）において、「賃金台帳及び出勤簿の写し」の提出を廃止しました。
- (5) 評価項目ニ（建設キャリアアップシステムの活用状況）において、「事業者登録の完了が確認できる書類の写し」の提出する際に、法人情報保護のため事業者ID、管理者ID、パスワード、申請番号、セキュリティコードをマスキング処理のうえ提出する旨を追記しました。

- (6) 評価項目ネ（登録基幹技能者の配置状況）において、関連資格を保有している場合の「保有資格にかかる登録証又は合格証の写し」の提出を廃止しました。
- (7) 「健康保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者証の写し」を提出する場合において、保険者番号、被保険者記号・番号、二次元バーコード（ある場合）をマスキング処理のうえ提出する旨を追記しました。
- (8) 資料の作成方法（P61）について、提出書類の綴り方（順序）を見直し、また複数の評価項目で同じ実績を申告する場合で添付資料が重複するときは、当該資料の提出を1部のみとすることができ旨を明記しました。

3. その他

- (1) 技術提案等の履行検証（P105）について、当初施工計画書の提出時および工事完成時に発注担当部署の確認を受けなければならない旨とその具体的な方法を明記しました。
- (2) 実施手順に示す標準的に事務フローおよび日数において、開札以降については閉庁日を除いた日数表記である旨のほか、低入札価格調査を実施する場合は別途その期間を要する旨等を明記しました。
- (3) 本改正において、評価項目の新設または廃止はありません。

4. 適用年月日

令和4年4月22日以降に公告する工事から適用します。

〈お問合せ先〉
交通局鉄道技術部施設課
電話 022-712-8366